

お知らせ

課名	保健医療課・福祉企画課
担当	医療・福祉施設等物価高騰対策支援センター 劔持、倉森、伊藤
内線	9151
直通	086-226-7865

令和6年度岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金 による支援を実施します

物価高騰長期化の影響を受けているものの、公定価格により運営されているため、患者、利用者等に光熱費等の負担を転嫁できない医療施設、福祉施設等の負担軽減を図ることを目的として、「令和6年度岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金」制度を創設し、このたび、標記支援金の申請の受付を開始しますので、お知らせします。

記

1 申請期間

令和7年3月19日（水）から4月18日（金）まで

2 申請方法

郵送又は電子申請（郵送の場合、4月18日（金）の消印有効）

- 郵送先：〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援センター
- 電子申請：下記URLから電子申請フォームにアクセスしてください。
URL：<https://bokform.jp/Bok/bukkakoutou2025>

3 対象施設及び支援金の額

- 対象施設：別表1のとおり
- 支援金の額：別表1の施設種別、施設形態、施設区分に応じた基準額に別表2の施設の運営開始日に応じた月割率を乗じて算出した額

4 お問合せ先等

制度の詳細や申請方法等については、下記ホームページを御確認いただくとともに、不明な点は下記までお問い合わせください。

【お問合せ先】

- 岡山県ホームページ「令和6年度岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金について」
 - ・URL：<https://www.pref.okayama.jp/page/955277.html>
- 岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援センター
 - ・電話：086-226-7865
 - ・MAIL：bukkakoutou@pref.okayama.lg.jp

施設種別		施設形態		施設区分		基準額		
01	医療施設等	01	医療施設	01	病院（高度救命救急センター） ・病床加算	基本額 222 万円 3.7 万円／1 床		
				02	病院（救命救急センター、 周産期母子医療センター） ・病床加算	基本額 177.6 万円 2.7 万円／1 床		
				03	病院（200 床以上） ・病床加算	基本額 88.8 万円 1.4 万円／1 床		
				04	病院（100 床以上 200 床未満） ・病床加算	基本額 44.4 万円 1.4 万円／1 床		
				05	病院（100 床未満） ・病床加算	基本額 11.1 万円 1.7 万円／1 床		
				06	有床診療所（19 床以下） ・病床加算	基本額 3.1 万円 2 万円／1 床		
				07	無床診療所	5.3 万円		
				08	歯科診療所			
		02	関係施設	01	助産所（分娩取扱施設のみ）	3.1 万円		
				02	指定訪問看護ステーション （みなし指定を除く）	3.1 万円 〔中山間地域等加算 ※1 上記に 1.0 万円を加算〕		
				03	歯科技工所	3.1 万円		
				04	施術所 （あんま・はり・きゅう・柔道整復）			
		02	薬局	01	その他	01	薬局	3.1 万円
		03	保育所等	01	通所施設	01	保育所	8.8 万円
02	幼稚園 （施設型給付を受けているもののみ）							
03	幼稚園型認定こども園							
04	保育所型認定こども園							
05	幼保連携型認定こども園							
06	地域型保育事業							
07	認可外保育施設（居宅訪問型保育事業を目的とするものを除く）							
08	放課後児童クラブ							
04	児童養護施設等	01	入所施設	01	児童養護施設 ・定員加算	基本額 8.8 万円 0.8 万円／1 定員		
				02	児童心理治療施設 ・定員加算			

施設種別		施設形態		施設区分		基準額			
04	児童養護施設等	01	入所施設	03	乳児院 ・定員加算	基本額 8.8 万円 0.8 万円/1 定員			
				04	地域小規模児童養護施設 ・定員加算				
				05	ファミリーホーム ・定員加算				
				06	自立援助ホーム ・定員加算				
		02	その他	01	里親	2.6 万円			
05	障害福祉施設等	01	入所施設	01	施設入所支援 ・定員加算	基本額 8.8 万円 0.8 万円/1 定員			
				02	共同生活援助 (100 人以上) ・定員加算		基本額 17.7 万円 0.8 万円/1 定員		
				03	共同生活援助 (100 人未満) ・定員加算				
				04	福祉型障害児入所施設 ・定員加算			基本額 8.8 万円 0.8 万円/1 定員	
				05	医療型障害児入所施設 (200 人以上) ・定員加算				
				06	医療型障害児入所施設 (100 人以上 200 人未満) ・定員加算				
				07	医療型障害児入所施設 (100 人未満) ・定員加算				
				08	短期入所 ・定員加算 (専用床のみ)				基本額 8.8 万円 0.8 万円/1 定員
				09	救護施設 ・定員加算				
		01	療養介護	8.8 万円					
		02	生活介護						
		03	自立訓練(生活・機能)						
		04	宿泊型自立訓練						
		05	就労移行支援						
06	就労継続支援 A 型								
07	就労継続支援 B 型								

施設種別		施設形態		施設区分		基準額	
05	障害福祉施設等	02	通所施設	08	児童発達支援	8.8万円	
				09	放課後等デイサービス		
				10	授産施設		
		03	その他	01	居宅介護	2.6万円 〔中山間地域等加算 ※1〕 上記に1.0万円を加算	
				02	重度訪問介護		
				03	同行援護		
				04	行動援護		
				05	就労定着支援		
				06	自立生活援助		
				07	居宅訪問型児童発達支援		
				08	保育所等訪問支援		
				09	計画相談支援		
				10	地域移行支援		
				11	地域定着支援		
12	障害児相談						
06	高齢者施設等	01	入所施設	01	介護老人福祉施設（100人以上） ・定員加算	基本額 17.7万円 0.8万円／1定員	
				02	介護老人福祉施設（100人未満） ・定員加算	基本額 8.8万円 0.8万円／1定員	
				03	介護老人保健施設（100人以上） ・定員加算	基本額 17.7万円 0.8万円／1定員	
				04	介護老人保健施設（100人未満） ・定員加算	基本額 8.8万円 0.8万円／1定員	
				05	介護医療院（100人以上） ・定員加算	基本額 17.7万円 0.8万円／1定員	
				06	介護医療院（100人未満） ・定員加算	基本額 8.8万円 0.8万円／1定員	
				07	介護療養型医療施設（100人未満） ・定員加算	基本額 8.8万円 0.8万円／1定員	
				08	短期入所生活介護 ・定員加算（専用床のみ）	基本額 8.8万円 0.8万円／1定員	
				09	短期入所療養介護（みなし指定を除く） ・定員加算（専用床のみ）	基本額 8.8万円 0.8万円／1定員	
				10	特定施設入居者生活介護 （100人以上）※2 ・定員加算	基本額 17.7万円 0.8万円／1定員	
				11	特定施設入居者生活介護 （100人未満）※2 ・定員加算	基本額 8.8万円 0.8万円／1定員	

施設種別		施設形態		施設区分		基準額		
06	高齢者施設等	01	入所施設	12	認知症対応型共同生活介護 ・定員加算	基本額 8.8 万円 0.8 万円/1 定員		
				13	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・定員加算	基本額 8.8 万円 0.8 万円/1 定員		
				14	地域密着型特定施設入居者生活介護 ※ 2 ・定員加算	基本額 8.8 万円 0.8 万円/1 定員		
				15	養護老人ホーム (100 人以上) ・定員加算	基本額 17.7 万円 0.8 万円/1 定員		
				16	養護老人ホーム (100 人未満) ・定員加算	基本額 8.8 万円 0.8 万円/1 定員		
				17	軽費老人ホーム (100 人以上) ・定員加算	基本額 17.7 万円 0.8 万円/1 定員		
				18	軽費老人ホーム (100 人未満) ・定員加算	基本額 8.8 万円 0.8 万円/1 定員		
				02	通所施設	01	通所介護	8.8 万円
		02	通所リハビリテーション (みなし指定を除く)					
		03	小規模多機能型居宅介護					
		04	看護小規模多機能型居宅介護					
		05	認知症対応型通所介護					
		06	地域密着型通所介護					
		03	その他	01	訪問介護	2.6 万円		
				02	訪問入浴介護	〔中山間地域等加算 ※ 1 上記に 1.0 万円を加算〕		
				03	訪問看護 (みなし指定を除く)			
				04	夜間対応型訪問看護			
				05	訪問リハビリテーション (みなし指定を除く)			
				06	居宅療養管理指導 (みなし指定を除く)			
				07	定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
				08	居宅介護支援			
				09	福祉用具貸与			

※ 1 本支援金における中山間地域等加算は、介護保険における特別地域加算及び中山間地域等小規模事業所加算対象地域（障害福祉サービス等における特別地域加算対象地域）に所在する事業所のみを対象とする。

※ 2 養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く。また、規模判断及び定員加算は、特定施設として指定を受けた定員とする。

別表2

施設の運営開始日	月割率
～令和6年10月1日	6/6
令和6年10月2日～令和6年11月1日	5/6
令和6年11月2日～令和6年12月1日	4/6
令和6年12月2日～令和7年1月1日	3/6
令和7年1月2日～令和7年2月1日	2/6